

新任職員採用時研修のご案内

【動画】 やさしい虐待事故の防止対策

配信期間12カ月だからいつ採用しても研修ができる
 研修講師用マニュアル付きだから誰でも講師ができる
 確認テスト付き（解答・解説）だから理解度を確認できる

今すぐ抜粋版をご視聴下さい！（抜粋版8分・本編24分）

●PC版 → <https://youtu.be/K7Kd4ZT3Sjw>

●スマホ版 →



動画セミナー提供方法

- 提供対象：介護施設・事業者（法人）
- 視聴期間：12ヶ月
- 提供資料：研修テキスト（手持ち資料）
 研修講師用マニュアル
 理解度確認テスト（解答・解説付）
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：44,000円（税込）

動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付
 申込書は弊社ホームページで：www.anzen-kaigo.com
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付
 URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

新任職員向け虐待事故の防止対策概要

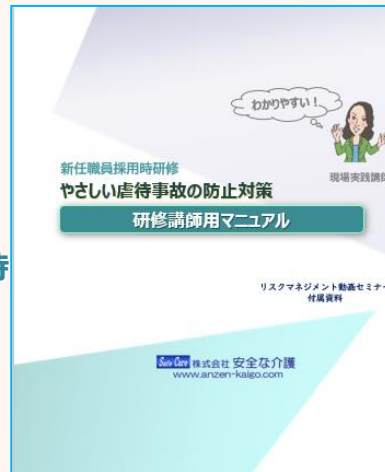
1. 職員による高齢者虐待の罰則とは
 2. なぜ職員による虐待は減らないのか？
 3. 虐待事故の原因分析
 4. 虐待事故防止具体策の考え方
- 《1》感情のコントロールができなくなって起きる虐待
 《2》職場のモラル低下によって発生する虐待
 《3》著しく適性の欠如した職員による虐待
 《4》家族からのハラスメントへの反撃から起こる虐待
 《5》虐待の認識のないイタズラから起こる虐待

3. 虐待事故の原因分析

- 事故は原因があるから起こるので
 原因を分析して防止対策を講じる
- 虐待も原因があるから起こるので
 原因を分析して防止対策を講じれば防げる

▶虐待事故は原因別に5つのパターンに分けられる

1. 感情のコントロールができなくなって起きる虐待
 認知症利用者のBPSDの対応場面などで理性を失って虐待する
2. 職場のモラル低下によって発生する虐待
 不適切なケア(乱暴なケア)から暴言暴力へ発展して虐待する
3. 著しく適性の欠如した職員による虐待
 介護職に極端に向きない職員が衝動的に虐待する
4. 家族からのハラスメントへの反撃から起こる虐待
 精神的な被害を受けその反撃を利用者に置き換えて虐待する
5. 虐待の認識のないイタズラから起こる虐待
 倫理観が未発達な職員が利用者の人格を損なう行為をする



研修講師用マニュアル

《新任職員採用時虐待防止対策研修》
 理解度確認テスト

7. 設問が正しければ○、間違っていれば×を回答欄に記入して下さい。

設問	回答欄
虐待防止法には虐待を行った者に対する罰則が規定されている。	
虐待防止法に定義されている虐待の種類は4つである。	
は暴行を加えることを身体的虐待という。	
知らないで放置することをネグレクトという。	
虐待はいたるを傷つけるも外傷は定めないで虐待に当てはまらない。	
罰にそのかすような言葉をかけてはいけず行為をさせることは虐待である。	
罰に自分の名前を使わないように整理することは経済的虐待といえる。	
罰に暴力を振るったとしてもケガをしなければ罰則の対象ではない。	
罰の名前を置けたり侮辱した場合は罰則がある。	
職員による高齢者虐待は増加している。	
職員による高齢者虐待の原因は、職員の認知知識が不足していることである。	
12 感情をコントロールできれば虐待は起きない。	
13 理性を失いそうな場面を想定して、その原因に対処を講じる。	
14 利用者の口には触れずしなるが、本人に聞こえないところで言う。	
15 虐待は突然起こるのではなく、手動に予備的なケアが存在する。	
16 不適切な行動を見聞したら、上層に報告・相談する。	
17 介護は誰でもできる仕事である。	
18 家族からの要求は全て受け入れなければならない。	
19 利用者に対して愛護を持ってはいけず虐待ではない。	
20 介護のプロとして倫理観を向上させる努力をしなければならない。	

理解度確認テスト

お申し込みは弊社ホームページから
<http://www.anzen-kaigo.com/index34.html>

動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田
 mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275